

第4号様式

案件番号	2-163	案件名称	試合用ユニフォーム (千葉県立木更津高等学校)
購入等依頼課 (かい)名	千葉県立木更津高等学校	室・班 担当者名	事務室 樋口

仕 様 書

1 購入品名及び数量等

番号	品名	規格・品番等	数量
1	男子バスケットユニフォーム (シャツ・パンツ)	・シャツ(黒又は濃紺15枚、白15枚) ①素材、機能、生地:ポリエステル100%、吸汗機能、ストレッチ性を有し、競技用として十分な耐久性を有すること。 ②加工:昇華プリントとする。(リバーシブルタイプとしない) ③形状:タンクトップ又はセミタンク型、首元はU又はVとする。 ④ベースカラー:黒又は濃紺・白 ⑤アクセントカラー:エンジ・バーガンディー・マルーンから使用し配色する。 ・パンツ(黒又は濃紺15枚、白15枚) ①素材、機能、生地:ポリエステル100%、吸汗機能、ストレッチ性を有し、競技用として十分な耐久性を有すること。 ②ベースカラー:黒又は濃紺、白 ③アクセントカラー:エンジ・バーガンディー・マルーンから使用し配色する。 【参考品】 ・CONVERSE 【シャツ】SS-064E/【パンツ】PS-064Y】 ・MIZUNO 【シャツ】W2JQ1A06/【パンツ】W2JQ1006 ※参考品以外についても本仕様書の定める規格・性能等を満たす同等品による参加を可とする。	30組

特記事項

- (1)参考品以外でオープンカウンターに参加する場合は、指定の期間内に同等品申請書と仕様を満たしていることがわかるカタログ等を総務部管財課に提出し、承認を得ること。
- (2)公益財団法人日本バスケットボール協会(JBA)ユニフォーム規則に適合したものとする。
オーダーによる作成とし、デザイン・レイアウトは契約締結後に協議する。
②加工について、校名「KISARAZU」・指定した番号のプリント(2色プリント)
- (3)バスケットボールウェアを扱っているメーカーとする。
- (4)シャツとパンツはセットの物とし、標準サイズ内の物(価格増しをしない)とする。サイズの内訳は契約締結後に協議する。
- (5)納入に係る一切の経費は受注者負担とする。

2 納入場所

千葉県立木更津高等学校 第1応接室(木更津市文京4-1-1)

3 履行期限

令和9年1月29日

請 書 (案)

1. 品名及び数量	男子バスケットユニフォーム	30組
2. 納入場所	千葉県立木更津高等学校 第1応接室 (木更津市文京4-1-1)	
3. 納入期限	令和 9年 1月29日	
4. 契約金額	円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)	
5. その他の特定条件 (1) この契約により生ずる一切の権利義務は、甲の承認なくして第三者に譲渡しない。 (2) この請書に記載した以外の事項については甲の指示に従う。 (3) この契約の納入の際、乙は甲の検査を受けなければならない。 (4) 前項の検査に合格したときは、甲に対して契約金額の支払いを請求するものとする。 (5) 甲は、前項による支払請求があった時は、その日から30日以内に支払うものとする。 (6) この契約の履行上、疑義が生じた場合は甲と協議して定める。		

上記については千葉県財務規則を厳守の上、信義に従い誠実に履行することを誓約してお請
けいたします。

令和 8年 月 日

甲 千葉県木更津市文京4-1-1
千葉県
千葉県立木更津高等学校
校長 永井良美 様

乙

談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

(談合その他の不正行為に係る解除)

第2条 千葉県（以下「甲」という。）は、契約の相手方（以下「乙」という。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 乙は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。

5 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第3条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合、その他甲が認める場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲の生じた事実の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の場合において、乙が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙がすでに協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第4条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められるとき。

(2) 乙の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴対法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 乙の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 乙の役員等が、暴力団、暴力団員又は(1)から(4)に該当する法人等（有資格業者でないものを含む。）であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(6) 乙が、契約の履行に当たり、前各号のいずれかに該当する者に契約の履行を委託し、又は請け負わせたと認められるとき。

2 乙が協同組合等である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 乙は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。

5 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。
(暴力団等からの不当介入の排除)

第5条 乙は、契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

第3号様式

令和 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

同 等 品 申 請 書

下記の物品について、参考品の同等品として認めてくださるよう、申請します。

1 申請者に係る事項

資格決定番号		1 - - -
連絡先	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX番号	

2 同等品申請に係る事項

案件名称	【2-163】試合用ユニフォーム（木更津高校）	
品 名	参考品	同等品

注1 本書は、参考品以外の同等品を申請する場合に、指定の期日までに提出すること。

2 同等品として申請する物品のカタログ等を添付すること。

※持参、送付又はFAX（FAX 番号：043-225-8266）により総務部管財課に提出すること。

記載箇所

令和 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

同等品申請書

下記の物品について、参考品の同等品として認めてくださるよう、申請します。

1 申請者に係る事項

資格決定番号		1 - - -
連絡先	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX番号	

2 同等品申請に係る事項

案件名称	【〇-〇】〇〇〇	
品 名	参考品	同等品

注1 本書は、参考品以外の同等品を申請する場合に、指定の期日までに提出すること。
2 同等品として申請する物品のカタログ等を添付すること。

オープンカウンター案件

案件名称	【2－163】試合用ユニフォーム(木更津高校)	
スケジュール	公開日	令和8年10月22日(木)
	同等品申請期限	令和8年10月26日(月) 午後5時
	同等品承認期限	令和8年10月28日(水)
	質問事項書提出期限	令和8年10月26日(月) 午後5時
	質問事項書回答期限	令和8年10月28日(水)
	見積書提出期限	令和8年10月30日(金) 午後5時
	見積書開封日	令和8年11月2日(月)
特記事項	参加資格	千葉県内に本店を有する者